

下関駅前リニューアル推進検討業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、下関駅前リニューアル推進検討業務について公募型プロポーザル方式により実施候補者を選定するために必要な手続を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

下関駅前リニューアル推進検討業務

(2) 履行場所

下関駅周辺

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月30日（火）まで

(4) 業務内容

別紙1「下関駅前リニューアル推進検討業務 仕様書」のとおり

3. 見積り限度額

28,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4. 日程（予定）

(1) プロポーザル実施の公告日	令和8年	4月10日（金）
(2) 参加申込書の提出期限	令和8年	4月23日（木）17時まで
(3) 参加資格審査結果通知	令和8年	4月28日（火）までに発送
(4) 質問の受付期間	令和8年	4月10日（金）から
	令和8年	4月16日（木）17時まで
(5) 質問に対する回答	令和8年	4月21日（火）までに回答
(6) 提案書提出期限	令和8年	5月12日（火）17時まで
(7) ヒアリング	令和8年	5月下旬
(8) 審査結果通知	令和8年	6月上旬

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 参加者の要件

参加希望者は、以下に掲げる資格をみたしている単体の企業又はそれらの共同企業体とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 次の申立てがなされていない者であること。
- ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- エ 下関市暴力団員排除条例（平成23年条例第42号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者及びこれらと密接な関係を有する者が代表者若しくは役員となっていないこと。
- オ 下関市税及び国税を滞納している者でないこと。  
なお、下関市内に本社若しくは本店又は営業所を有しない場合においては、本店所在地で市区町村税を滞納している者でないこと。
- カ 参加者は、他の参加希望者の協力事務所ではないこと。
- キ 参加者は、他の参加希望者との間に、以下の基準のいずれか該当する関係がないこと。
- ① 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。
    - A) 親会社と子会社の関係にある場合
    - B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。
    - A) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
    - B) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
    - C) その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合
  - ③ その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ク 公告日現在において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿における大分類「調査・研究」のうち小分類「調査・分析」に登録があること
- ケ 国土交通省の建設コンサルタントの「都市計画及び地方計

画」部門に登録があること。

コ 平成28年1月1日以降において、受注者として国又は地方公共団体（中核市以上）が発注する官民連携によるまちづくりの事業手法検討や計画策定等に係る業務を行い、引渡した実績があること。

## （2）配置技術者の要件

参加希望者は、以下に掲げる配置技術者を置くこととする。

なお、管理技術者及び主任技術者は、その他の担当技術者と兼任してはならない。ただし、管理技術者と主任技術者の兼任は認めることとする。

### ア 管理技術者

提案書の提出者の組織に所属する者。

以下の資格を有する者。

- ・技術士（都市及び地方計画）

### イ 主任技術者

提案書の提出者の組織に所属する者。

### ウ 担当技術者

提案書の提出者の組織に所属する者。

## 6. 参加申込手続

### （1）提出書類

※すべての参加者について提出が必要となる書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・提案事業者概要（様式2）
- ・実績調書（様式3）

### （2）提出方法

指定した期日までに、持参もしくは郵送にて提出してください。

### （3）提出期限

令和8年4月23日（木）17時まで 必着

### （4）提出先

下関市都市整備部市街地開発課（事務局）

### （5）参加資格審査の結果通知

#### ア 通知日

参加資格審査完了後、令和8年4月28日（火）までに発送します。

※参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和8年5月1日（金）17時までに（事務局に）電話でご確認ください。

## イ 通知方法

別紙「参加資格審査結果通知書（様式5）」により、電子メール及び郵送にて通知します。

## ウ その他

参加資格審査の結果について、一次審査（書類審査）の有無にかかわらず、参加申込者全員へ通知します。あわせて二次審査対象者には、ヒアリング（二次審査）の日時等を通知します。

なお、参加申込者や提案事業者が1者の場合においても、9. 審査方法に示す選定方法及びヒアリングを実施のうえ、候補者を選定します。

また、参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることが出来るものとします。

## 7. 質問の受付及び回答

### (1) 質問

#### ア 提出様式

質問書（様式4）のとおり

#### イ 提出方法

持参もしくは電子メール

（着信確認の連絡を行ってください。）

#### ウ 受付期間

令和8年4月10日（金）～令和8年4月16日（木）

17時必着

#### エ 提出先

下関市都市整備部市街地開発課（事務局）

### (2) 回答

#### ア 回答方法

電子メール（着信確認の連絡を行います。）

#### イ 回答日

令和8年4月21日（火）まで

※準備が出来次第、質問者全員に回答いたします

## 8. 提案書作成方法等

### (1) 提出書類

ア 提案書	（様式6）	A 4	7 部
イ 技術者の経歴書	（様式7）	A 4	7 部
ウ 実施体制並びに実施方針及び手法	（様式8）	A 4	7 部

エ	評価テーマに係る提案	(様式9)	A3	7部
オ	見積書	(任意)	A4	7部
カ	上記イからオまでのPDFデータ(CD-R)			1部

(2) 提出期限

令和8年5月12日(火) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参もしくは郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(4) 提案書の作成方法

別紙3「提案書等作成方法等」のとおり

(5) 提出先

下関市都市整備部市街地開発課(事務局)

## 9. 審査方法

(1) 評価基準

別紙4「評価基準」のとおり

(2) 候補者の選定方法

ア 一次審査(書類審査)

提出された提案事業書が5者を超える場合は、下関市都市整備部が上位5者以内を目安に、「評価基準」のうち、「(2)実績及び体制」に基づいて審査し、二次審査に参加する提案事業者を選定します。

なお、事前の選考結果については審査委員に開示し、意見を聴取します。

※提案事業者が5者以内である場合は、一次審査は行いません。

イ 二次審査(ヒアリング)

本市が設置する「審査委員会」において、提案内容をより深く理解するため、提案事業者へのヒアリングを実施し、総合的に審査した上で、実施候補者を選定します。

①審査にあたって委員は、「評価基準」により、各評価項目を点数で評価します。

②審査委員1人当たり110点満点によって評価します。

③評価点数(各審査委員の評価点の平均点)を基に審査を行い、評価点数が最も高い者を候補者を選定し、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点数が次に高い者と交渉を行います。

なお、評価点数は、小数点以下第1位まで算出(小数点以下第2

位以降切捨て) することとします。

④ 審査の結果、評価点数が同点となる事業者が複数ある場合は、「価格点を減じた評価点数」の点数が高い者を候補者とします。それでも候補者が決まらない場合は、審査委員の協議により候補者を選定します。

### (3) ヒアリングの実施

提案書の内容について、ヒアリングを実施します。

ア 日 程 令和8年5月下旬予定

(日程や時間等の詳細については別途連絡します。)

イ 実施方法 審査会場にて実施

(詳細は別途連絡します。)

ウ 出席者 5名以内

エ 実施時間 30分以内

オ その他

順番は本市が提案書を受理した順番とします。

出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

## 10. 選定結果について

最終的な選定結果は、候補者の選定後にヒアリングに参加した全ての企画提案者に、選定結果通知書(様式10)により通知します。

また、選定結果通知書を発送した翌日以降に、次の項目を本市のホームページ(事業者の方へ>入札・契約・登録>下関市業務委託等の部屋>プロポーザル情報)に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

## 11. 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該契約の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護法施行条例(令和4年12月21日条例第35号)の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

## 1 2. 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示できるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者に影響が出るおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

## 1 3. その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、提案辞退届（様式11）を提出してください。

(4) 次の事項のいずれかに該当する提案事業者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった又は不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリング開始時間までに会場に来なかった場合

カ 価格提案書（見積り）の金額が見積限度額を超過した場合

(5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとなりますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通告することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (8) 提案は、1 提案事業者につき 1 のみとし、複数提案した場合は、その全てを無効とします。
- (9) 参加希望者及び提案事業者は、市が提供した資料及びデータを本プロポーザルの目的以外に使用することは出来ません。

#### 1 4 . 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市都市整備部市街地開発課 担当：三原

〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号（本庁舎東棟 3 階）

電話番号：083-250-5109

F A X：083-224-2032

電子メール：tsshigai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

#### 1 5 . 施行期間

本要領は令和 8 年 2 月 2 日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。